

税関様式C 第3175号

届出番号

外 国 貨 物 亡 失 届

平成 年 月 日

税関長 殿
 届出者
 住 所
 氏名（名称及び代表権者の氏名）
 （署名）印

外国貨物を亡失したため、下記のとおり届け出ます。

記

適用法令	1. 関税法第45条第3項（法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15） 2. 関税法第65条第4項 3. 関税法第67条の5 (上記1から3で該当する番号を○で囲んで下さい。)	
保税地域の名称・所在地 (上記1に該当する場合のみ記載)	保税地域名： 住所：	
亡失した貨物の明細	品 名	
	記号・番号	
	数 量	
	価 格	
	参考事項	
亡失した貨物が置かれていた場所(亡失した場所)		
亡失した年月日		
亡失の事由		

- (注) 1. 法人においては、届出者欄に法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載してください。
 2. この届出書は、1通提出して下さい。
 3. 参考事項欄には、適用法令が1に該当する場合は、輸出貨物又は輸入貨物の別、2に該当する場合は、保税運送の承認書の番号、3に該当する場合は輸出の許可書の番号を記入して下さい。

(規格A4)

税関様式C 第 5240 号
平成 年 月 日

輸出申告撤回申出書

殿

申出者（輸出者）

氏名（又は法人名）

印

（署名）

住所

電話番号

代理人

氏名（又は法人名）

印

（署名）

住所

電話番号

下記の輸出申告について、撤回を申し出ます。

記

申告番号	
申告年月日	
撤回理由	
備考	

(注) 輸出申告の撤回申出後であっても、税関では、関税法第 67 条の規定に基づき、貨物の検査を行う場合があります。

税関様式 C 第 5250 号

本 船 扱 い
ふ 中 扱 い
搬入前申告扱い

承 認 申 請 書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者（輸出者又は輸入者）

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

印

（署名）

代 理 人

住 所

氏名（名称又は代表権者の氏名）

印

（署名）

下記の貨物について関税法第67条の2第2項ただし書、第67条の3第2項の規定により承認を受けたいので申請します。

記

区 分	輸出・輸入／本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い		
記号及び番号	品 名	個 数	数 量
積載船（機）名 又ははしけ名		入港年月日	平成 年 月 日
係 留 場 所		船荷証券番号	
積付けの状況			
承認を受けようとする理由			
備 考			

- (注) 1. この申請書は2通提出し、区分欄の記載は該当事項以外の文字を抹消して下さい。
 2. 申請者欄及び代理人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人については、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
 3. 搬入前申告扱いは、輸入申告のみが対象の手続です。

(規格A4)

受理番号

特例輸入者等 承認・認定 申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

(対象事業部門の名称)

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名 (法人の場合)

代理人

住 所

氏名又は名称

印

・関税法第7条の2第1項に規定する特例輸入者

・関税法第50条第1項 (特定保税承認者)

・関税法第61条の5第1項 (特定保税承認者)

・関税法第63条の2第1項に規定する特定保税運送者

・関税法第67条の3第1項第1号に規定する特定輸出者

・関税法第67条の13第1項 (認定製造者)

・関税法第79条第1項 (認定通関業者)

とおり申請します。

の 承認 認定 を受けたいので、下記の

記

1. ・関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする 貨物の品名
 ・関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする

2. ・関税法第7条の5第1号イからリまでのいずれか
 ・関税法第51条第1号イからハまで (第62条において準用する場合を含む。) のいずれか
 ・関税法第63条の4第1号イからチまでのいずれか
 ・関税法第67条の6第1号イからチまでのいずれか
 ・関税法第67条の13第3項第1号イからチまで又は同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでのいずれか
 ・関税法第79条第3項第1号イからチまでのいずれか
(該当する事実がある場合にはその内容) に該当する事実の有・無

3. 許可を受けている 保税蔵置場
保税工場 の名称及び所在地
営業所

4. その他参考となるべき事項

5. 申請担当者の氏名、所属及び連絡先

代理人

特例輸入者等 承認・認定 内容変更届
(通関業の許可申請事項等の変更届兼用)

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届出者

住 所

氏名又は名称

(対象事業部門の名称)

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名 (法人の場合)

印

代理人

住 所

氏名又は名称

印

平成 年 月 日付 承認番号 番号により承認を受けた

の内容について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

特例輸入者
特定保税承認者
特定保税運送者
特定輸出者
認定製造者
認定通関業者

承認
認定

記

1. 変更内容等

変更内容	変更理由	変更事実の発生年月日

1. 関税法第 7 条の 5 第 1 号イからリまで
2. 関税法第 51 条第 1 号イからハまで (法第 62 条において準用する場合を含む。)
2. 関税法第 63 条の 4 第 1 号イからチまで
2. 関税法第 67 条の 6 第 1 号イからチまで のいずれかに該当する事実の有・無
2. 関税法第 67 条の 13 第 3 項第 1 号イからチまで及び同項第 3 号イ
2. 関税法第 79 条第 3 項第 1 号イからチまで (該当する事実がある場合には、その内容)

- (注) 1. 住所及び氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書を添付してください。
2. 役員 (代表者を含む)、代理人又は使用人その他の従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示する書類 (一覧表等) 及び履歴を添付してください。
3. 役員 (代表者を含む)、代理人又は使用人その他の従業者の変更以外の場合は、「2.」欄の記入は不要です。
4. 法令遵守規則又は実施規則の変更の場合には、変更後の法令遵守規則又は実施規則を添付してください。

特例輸入者の承認等取りやめ届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所
 氏名又は名称
 電 話 番 号
 輸出入者符号
 代表者名 (法人の場合)

印

代 理 人

住 所
 氏名又は名称
 代表者名 (法人の場合)

印

平成 年 月 日付 承認 番号 号により 承認 を受けた
 認定

特例輸入者	の 承認	について、	関税法第 7 条の 2 第 1 項	の規定の適用を受ける必要
特定保税承認者			関税法第 50 条第 1 項	
特定保税運送者			関税法第 61 条の 5 第 1 項	
特定輸出者			関税法第 63 条の 2 第 1 項	
認定製造者			関税法第 67 条の 3 第 1 項	
認定通関業者			関税法第 67 条の 13 第 1 項	
			関税法第 79 条第 1 項	

がなくなったので、
 取りやめの理由等

関税法第 7 条の 10
 関税法第 52 条の 2 (第 62 条に
 おいて準用する場合を含む。)
 関税法第 63 条の 6
 関税法第 67 条の 9
 関税法第 67 条の 15
 関税法第 79 条の 3

の規定に基づき届け出ます。

(注) 届出者及び代理人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

申請番号

特例輸入者等 承認・認定の承継の承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

(印)

氏名又は名称

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名 (法人の場合)

代 理 人

住 所

(印)

氏名又は名称

- ・関税法施行令第4条の15第2項
- ・関税法施行令第44条の2第2項
- ・関税法施行令第50条の2
- ・関税法施行令第59条の15第2項
- ・関税法施行令第59条の19第2項

において準用する関税法施行令第39条の2第1項、第2項

及び第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

承継の区分	特例輸入者	特定保税承認者	特定輸出者	認定製造者
被相続人の氏名又は合併若しくは分割前の法人の名称				
被相続人の住所又は合併若しくは分割前の法人の住所				
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認・認定を承継する法人の名称				
合併後存続し若しくは設立される法人又は分割により承認・認定を承継する法人の住所				
承認・認定の承継の理由				
相続があった年月日又は合併若しくは分割が予定されている年月日				

特例輸出貨物の輸出許可取消申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者名（法人の場合）

代 理 人

住 所

氏名又は名称

印

申告番号 (平成 年 月 日許可) に係る特例輸出貨物について、輸出の許可を受けている必要がなくなったので、関税法第67条の4第1項の規定に基づき申請します。

取消しの理由

税関様式C第9110号

特例輸出貨物の輸出許可取消書

殿 平成 年 月 日

税関長 印

記

理由

1. 関税法第67条の4第1項の規定による申請があつたこと
 2. その他



関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 (法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項・第5条第1項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿の種類名称、備付けを開始する日及び保存場所			
帳簿の種類名称	備付け開始日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

(1/4)

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の8-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区分	対象となった帳簿の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日	電磁的記録・COM	
5 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第4条第1項（電磁的記録による備付け及び保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(5)に掲げる事項について記載する必要がある。
- 2 法第5条第1項（電磁的記録による備付け及びCOMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要がある。

電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 等 ・ C O M に よ る 保 存 に 共 通 の 措 置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <p>[]</p> <p>* 該当する場合のみ記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ただし、入力日から〔 〕日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等でこの旨を定める）。 													
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号ロ関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔□一連番号、□伝票番号、□その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <p>[]</p>													
	<p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ① システムの概要を記載した書類 〔 〕 ② システムの開発に際して作成した書類 〔 〕 ③ システムの操作説明書 〔 〕 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手續を明らかにした書類 〔 〕 													
	<p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようとする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <p>[]</p>													
	<p>(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 品名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 数量</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 価格</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 輸出者名</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 許可年月日</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"><input type="checkbox"/> 許可書の番号</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。 	検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	<input type="checkbox"/> 品名		<input type="checkbox"/> 数量		<input type="checkbox"/> 価格		<input type="checkbox"/> 輸出者名		<input type="checkbox"/> 許可年月日		<input type="checkbox"/> 許可書の番号
検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称													
<input type="checkbox"/> 品名														
<input type="checkbox"/> 数量														
<input type="checkbox"/> 価格														
<input type="checkbox"/> 輸出者名														
<input type="checkbox"/> 許可年月日														
<input type="checkbox"/> 許可書の番号														

C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	(6) COM の作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> COM の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 <ul style="list-style-type: none"> [] <input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COM が作成された旨を証する記載及び記名押印、②COM の作成責任者の記名押印、③COM の作成年月日が記載された書類を備え付ける。 <ul style="list-style-type: none"> []
	(7) COM の索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号関係） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応する COM を探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COM フィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <ul style="list-style-type: none"> []
	(8) COM の索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> COM ごとの記録事項の索引をそれぞれの COM に出力する。
	(9) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> COM の保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COM の内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようとする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <ul style="list-style-type: none"> []
	(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又は COM の検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(5)の機能に相当する COM の記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <ul style="list-style-type: none"> []
	8 その他参考となる事項
	国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認の実績
	(1) 第4条第1項又は第5条第1項の承認の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	(2) 承認を受けている場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日 ② 承認を受けた主な帳簿の種類名称 <ul style="list-style-type: none"> [] ③ 承認した所轄税務署長等 []
	(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 有（取り消された日 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無

添 付 書 類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
	2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）
	3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書

書類

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 (法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第2項・第5条第2項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所			
書類の種類名称	書類の保存に代える日	保存方法	保存場所
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

(1/4)

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）					
3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の8-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区分	対象となった書類の種類名称		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする関税関係書類の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

7 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第4条第2項（電磁的記録による保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(3)に掲げる事項について記載する必要がある。
- 2 法第5条第2項（COMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)及び(4)から(8)に掲げる事項について記載する必要がある。

電 C 磁 O 的 記 録 に よ る 保 存 に よ る 保 存 ・ 措 置	<p>(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ① システムの概要を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> [] ② システムの開発に際して作成した書類 <ul style="list-style-type: none"> [] ③ システムの操作説明書 <ul style="list-style-type: none"> [] ④ 電子計算機処理に関する事務手續を明らかにした書類（又は処理委託契約書）並びに電磁的記録の保存に関する事務手續を明らかにした書類 <ul style="list-style-type: none"> [] 								
電 C 磁 O 的 記 録 に よ る 保 存 の 一 部 に 固 有 の も 該 当 措 置	<p>(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようとする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <ul style="list-style-type: none"> [] 								
電 C 磁 O 的 記 録 に よ る 保 存 の 一 部 に 固 有 の も 該 当 措 置	<p>(3) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。 <table border="1" data-bbox="303 1327 1399 1477"> <thead> <tr> <th data-bbox="303 1327 822 1361">検索の条件として設定することができる記録項目</th><th data-bbox="822 1327 1399 1361">主な書類の種類名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="303 1361 822 1394"><input type="checkbox"/> 取引年月日</td><td data-bbox="822 1361 1399 1394"></td></tr> <tr> <td data-bbox="303 1394 822 1428"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="822 1394 1399 1428"></td></tr> <tr> <td data-bbox="303 1428 822 1462"><input type="checkbox"/></td><td data-bbox="822 1428 1399 1462"></td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 	検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類の種類名称	<input type="checkbox"/> 取引年月日		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類の種類名称								
<input type="checkbox"/> 取引年月日									
<input type="checkbox"/>									
<input type="checkbox"/>									
C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	<p>(4) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手續を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける <ul style="list-style-type: none"> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。 								
C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	<p>(5) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <ul style="list-style-type: none"> [] 								

C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	(6) COM の索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） <input type="checkbox"/> COM ごとの記録事項の索引をそれぞれの COM に出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） <input type="checkbox"/> COM の保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COM の内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようとする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="text-align: center;">[]</div>
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又は COM の検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） <input type="checkbox"/> 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(3)の機能に相当する COM の記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="text-align: center;">[]</div>

8 その他参考となる事項

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認の実績			
(1) 第4条第2項又は第5条第2項の承認の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
(2) 承認を受けている場合は、			
① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日	年	月	日
② 承認を受けた主な書類の種類名称			
	[]		
③ 承認した所轄税務署長等	[]		
(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無			
<input type="checkbox"/> 有 (取り消された日 年 月 日)	<input type="checkbox"/> 無		

添 付 書 類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
	2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）
3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類	

(4/4)

関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書 スキャナ

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

申 請 者
住 所
氏名又は名称
電 話 番 号
輸出入者符号
代表者氏名 (法人の場合)

印

関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係書類の種類名称、書類の保存に代える日及び保存場所等						
書類の種類名称	ファイル形式	書類の保存に代える日	保 存 場 所	入 力 方 式	法第4条第1項 法第5条第1項 の帳簿備付	関連帳簿
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか	有・無	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか		
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか		
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか		
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> 速やか		

(1/4)

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）

3 特例輸入者となった・特定輸出者となった・関税法第94条第1項に規定する貨物に係る輸入申告をする予定の・関税法第94条第2項に規定する貨物に係る輸出申告をする予定の日（新たに特例輸入者となった法人・新たに特定輸出者となった法人・新たに当該貨物を業として輸入しようとする者・新たに当該貨物を業として輸出しようとする者が、関税法基本通達7の9-8、67の8-2、94-2及び94-3において準用する7の9-8の規定を適用しようとする場合）

年　月　日

4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）

区分	対象となった書類の種類名称	届出書の提出 通知書の受理	年　月　日
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日
取りやめ届出 取消し通知			年　月　日

5 承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置及び電子計算機の概要

区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・スキャナ・プリンタ ()			台	自己・委託	

6 財務省令に定める要件を満たすためにとろうとする措置

(1) スキャナの基準（第3条第4項、第3条第5項第2号イ）

- 解像度が1ミリメートル当たり8ドット(200dpi)以上で読み取るものである。
- 赤色、緑色及び青色の階調が各々256階調以上で読み取るものである。

(2) 電子署名の付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）

認証局の名称	電子署名の種類等
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2条第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者によって同法第2号第3項の認証業務が行われる同条第1項に規定する電子署名である。 <input type="checkbox"/> 商業登記法第12条の2第1項第1号の規定によって電子署名した者が証明される電子署名である。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(3) タイムスタンプの付与に関する措置（第3条第5項第2号ロ）

事業者の名称	タイムスタンプの種類等
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。
	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプである。 <input type="checkbox"/> 記録事項が変更されていないことについて関税関係書類の保存期間を通じて確認できる。 <input type="checkbox"/> 課税期間中の任意の期間を指定し、一括して検証することができる。

(4) 関税関係書類をスキャナで読み取った際の情報の保存に関する措置（第3条第5項第2号ニ）

- 関税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度、階調及び書類の大きさに関する情報を保存し確認することができる。

(5) 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムの概要（第3条第5項第2号ホ）

- 記録事項について訂正を行った場合には、訂正のすべての履歴が必ず確認できる。
- 記録事項について削除を行った場合には、訂正のすべての履歴を含む削除前の内容を必ず確認できる。

区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販（ ）					
自己開発・委託開発・市販（ ）					

(6) 関税関係書類に係る電磁的記録と関税関係帳簿の記録事項の関連性の確認に関する措置（第3条第5項第3号）

- (□一連番号、□伝票番号、□その他())により関税関係書類と関税関係帳簿との関連性を確認することができるようとする。
- 上記以外の方法による。

[]

- (7) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第5項第4号関係）

 - 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、映像面の最大径が35センチメートル(14インチ)以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタを備え付けて、電磁的記録をカラーディスプレイの画面及び書面に、当該電磁記録と同等な状態で速やかに出力することができる。
 - カラーディスプレイの画面及び書面に、4ポイントの大きさの文字を認識することができるように入力されており、出力することができる。

(8) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号、第3条第5項第5号関係）

 - 次の書類を備え付ける。
 - (システムの概要を記載した書類)
 - システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他 ()
 - 全体 装置 管理機能
 - (システムの開発に際して作成した書類)
 - システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他 ()
 - 全体 装置 管理機能
 - (システムの操作説明書)
 - システム スキャナ 訂正削除 検索機能 その他 ()
 - 全体 装置 管理機能
 - (電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類)
 - 電子計算機処理 電磁的記録の保存 その他 ()
 - 契約書 (電子署名 タイムスタンプ)

(9) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第5項第5号関係）

 - 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な書類名
<input type="checkbox"/> 品名 <input type="checkbox"/> 数量及び価格 <input type="checkbox"/> 仕出入 <input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
 - 数量及び価格並びに日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。
 - 二以上の記録事項を組み合わせて条件を設定することができる。

7 その他参考となる事項

国税関係書類の電磁的記録による保存の承認の実績

- (1) 第4条第3項の承認の有無 有 無

(2) 承認を受けている場合は、
① 承認を受けた年月日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日
② 承認を受けた主な書類の種類名称
[
③ 承認した所轄税務署長等 [

(3) 過去1年以内の第8条による承認の取消しの有無
 有 (取り消された年 月 日) 無

(注) 法第4条第3項の承認を受けた関税関係書類については、全てスキャナ保存をする必要があります。

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類
	2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類

関税関係帳簿書類に係る電磁的記録の
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

電 話 番 号

輸出入者符号

代表者氏名 (法人の場合)

関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第5条第3項の承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の種類名称、電磁的記録の保存に代える日及び保存場所		
帳簿書類の種類名称	電磁的記録の保存に代える日 (当初の承認を受けた年月日等)	保存場所
	年 月 日 (年 月 日)	
	年 月 日 (年 月 日)	
	年 月 日 (年 月 日)	
	年 月 日 (年 月 日)	
	年 月 日 (年 月 日)	
	年 月 日 (年 月 日)	
	年 月 日 (年 月 日)	

2 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）							
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた関税関係帳簿書類の種類名称及びその年月日（この申請に係る関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）							
区分	対象となった帳簿書類の種類名称		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM		
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM		
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間							
① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間 ② 保存期間全期間							
5 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機の概要							
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)		
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託			
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託			
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託			
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託			
6 承認を受けようとする関税関係帳簿書類の作成に使用するプログラムの概要							
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考		
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語			
自己開発・委託開発・市販 ()							
自己開発・委託開発・市販 ()							
自己開発・委託開発・市販 ()							
自己開発・委託開発・市販 ()							

7 財務省令に定める要件を満たすためのとろうとする措置

《注意事項》

- 1 法第4条第1項（関税関係帳簿の電磁的記録による保存等）の承認を受けている関税関係帳簿について承認を受けようとする場合は、(1)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第4条第2項（関税関係書類の電磁的記録による保存）の承認を受けている関税関係書類について承認を受けようとする場合は、(3)及び(6)から(10)に掲げる事項について記載する必要があります。ただし、「3 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」で①を選択した場合は、(4)及び(5)に掲げる事項についても記載する必要があります。

関 税 関 係 帳 簿 の 保 存 等 に 固 有 の 措 置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（第3条第1項第1号イ関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <p style="text-align: right;">[]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>* 該当する場合のみ記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規定等でこの旨を定める）。 </div> <p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（第3条第1項第1号ロ関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔□一連番号、□伝票番号、□その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <p style="text-align: right;">[]</p>
関 税 関 係 書 類 の 保 存 等 ・ 関 税 措 置	<p>(3) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ① システムの概要を記載した書類 ② システムの開発に際して作成した書類 ③ システムの操作説明書 ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は委託処理契約書）並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 <p style="text-align: right;">[]</p>
(関 税 関 係 帳 簿 の 保 存 等 に 固 有 の 措 置)	<p>(4) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようとする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <p style="text-align: right;">[]</p>

<small>(関税関係帳簿の保存等に固有の措置)</small>	<p>(5) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 主要な記録項目を検索の条件として設定することができる。 													
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">検索の条件として設定することができる記録項目</th><th style="text-align: left;">左の項目が記載されている帳簿の種類名称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 帳 簿 </td><td><input type="checkbox"/> 品 名</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/> 数 量</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/> 価 格</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/> 輸 出 者 名</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/> 許 可 年 月 日</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/> 許 可 書 の 番 号</td></tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 書 類 </td><td><input type="checkbox"/> 取 引 年 月 日</td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> <tr><td><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table>		検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称	帳 簿	<input type="checkbox"/> 品 名	<input type="checkbox"/> 数 量	<input type="checkbox"/> 価 格	<input type="checkbox"/> 輸 出 者 名	<input type="checkbox"/> 許 可 年 月 日	<input type="checkbox"/> 許 可 書 の 番 号	書 類	<input type="checkbox"/> 取 引 年 月 日	<input type="checkbox"/>
検索の条件として設定することができる記録項目	左の項目が記載されている帳簿の種類名称													
帳 簿	<input type="checkbox"/> 品 名													
	<input type="checkbox"/> 数 量													
	<input type="checkbox"/> 価 格													
	<input type="checkbox"/> 輸 出 者 名													
	<input type="checkbox"/> 許 可 年 月 日													
	<input type="checkbox"/> 許 可 書 の 番 号													
書 類	<input type="checkbox"/> 取 引 年 月 日													
	<input type="checkbox"/>													
	<input type="checkbox"/>													
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。 														
<small>(関税関係帳簿の保存等・関税関係書類の保存に共通の措置)</small>	<p>(6) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> COM の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。 〔 ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COM が作成された旨を証する記載及び記名押印、②COM の作成責任者の記名押印、③COM の作成年月日が記載された書類を備え付ける。〕 													
	<p>(7) COM の索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応する COM を探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COM フィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 〔〕 													
	<p>(8) COM の索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> COM ごとの記録事項の索引をそれぞれの COM に出力する。 													
	<p>(9) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> COM の保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COM の内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力することができるようとする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 〔〕 													
	<p>(10) 3年間の電磁的記録の並行保存又は COM の検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 上記(4)及び(5)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(5)の機能に相当する COM の記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 〔〕 													
	<p>8 その他参考となる事項</p>													
	<p>国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第5条第3項の承認申請の状況等 〔〕</p>													
	<p style="text-align: right;">(4/5)</p>													

添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し）3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)

税関長 殿

届出者
住所
氏名又は名称
電話番号
輸出入者符号
印
代表者氏名 (法人の場合)

次の関税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由（関税法第94条第3項において準用する場合）			
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
3 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由			
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認（第4条第1項・第5条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項（書類の場合）の承認）を受けている場合の国税における第7条第1項の届出の状況等			

関税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

(所轄外税関長)
税関長 殿

届出者
住所
氏名又は名称
電話番号
輸出入者符号
㊞
代表者氏名 (法人の場合)

次の事項を変更することとしたので、関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第2項の規定により届け出ます。

1 所轄外税関長を経由して提出する理由 (関税法第94条第3項において準用する場合)			
2 変更しようとする事項に係る関税関係帳簿書類の種類名称			
帳簿書類の種類名称	変更しようとする日 当初の承認を受けた年月日等	保存方法	保存場所
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
3 変更しようとする事項及び変更の内容			
変更事項	変更の内容		
4 その他参考となる事項			
国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認 (第4条第1項・第5条第1項 (帳簿の場合) 又は第4条第2項若しくは第3項・第5条第2項 (書類の場合) の承認) を受けている場合の国税における第7条第2項の届出の状況等			

関税関係帳簿・関税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長

印

平成 年 月 日付でされた関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記の関税関係帳簿・関税関係書類について、これを承認したので通知します。

記

(承認対象の関税関係帳簿又は関税関係書類)

関税関係帳簿・関税関係書類の
電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

印

関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の規定に基づく下記1の関税関係帳簿・関税関係書類に係る承認については、下記2の理由により、これを取消したので通知します。

記

1 取消しの対象

取消対象の関税関係帳簿書類	承認年月日
	平成 年 月 日

2 取消しの理由

関税関係帳簿・関税関係書類の
電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

平成 年 月 日

殿

税 関 長

印

平成 年 月 日付でされた関税法第7条の9第2項・第67条の8第2項・第94条第3項において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部・下記1の関税関係帳簿・関税関係書類について、下記2の理由により、これを却下したので通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由